

## 車両等の型式認定相互承認協定に基づく相互承認対象装置の拡大

### 1. 改正の背景

我が国は、より一層の自動車の安全確保及び近年の自動車装置の国際流通の増大に対応するため、平成10年11月に装置の基準統一と相互承認を行うことを目的とした「車両等の型式認定相互承認協定（略称）」（以下「協定」という。）に加入しています。本協定に基づいて自動車の装置毎に策定された認定規則（以下「協定規則」という。）に従ってある協定締約国において型式認定<sup>注）</sup>を受けた自動車の装置は、当該協定規則を採択している他の各協定締約国において同装置の審査が省略されます。

現在、我が国はそのうち17規則を採択し29品目について協定に基づく相互承認の対象品目としています。

今般、国土交通省は、自動車の安全確保に関する国際的な整合性を図るため、新たに2.に掲げる5つの装置等について協定に基づく相互承認の対象とするべく、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）の改正を行うこととします。

また、これらの改正に際し、特に追突事故の未然防止及び追突時の被害軽減を図るため、以下の内容について基準を強化します。

乗用自動車へのハイマウントストップランプ（補助制動灯）の義務付け

貨物自動車用突入防止装置の義務付け対象車種を車両総重量3.5トン以上の貨物自動車に拡大

なお、今後は、平成15年度末までに30規則程度採択することを目標とし、毎年5～6規則程度の採択を行う予定です。採択にあたっては、国内外からの要望があるもの、基準の差異が小さいもの、審査の合理化が図られるもの等を考慮し、優先度の高いものから採択することとしています。

<sup>注）</sup>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）は、自動車の装置について、国土交通大臣が型式の認定を行うことができることを定めており、この認定を受けた装置については、自動車全体の型式指定の際の保安基準適合性に関する審査を省略することができることとしています。

### 2. 道路運送車両の保安基準の一部改正の概要

ドアロック及びドア保持装置（協定規則第11号）、座席及び座席取付装置等（協定規則第17号）、頭部後傾抑止装置（協定規則第25号）、灯火器の取付け（協定規則第48号）及び突入防止装置（協定規則第58号）の5つの装置等について協定に基づく相互承認の対象装置とするべく、各協定規則と道路運送車両の保安基準等との整合化を図ります。

具体的には、以下のように改正することとします。

なお、ドアロック及びドア保持装置については、既に保安基準の規定について協定規則第11号との整合化が図られていることから、当該規定については改正を行わないこととします。

(主な改正内容)

座席及び座席取付装置(保安基準第22条)

協定規則第17号との整合化を図るため、座席及び座席取付装置等について、基準の適用範囲や要件を整理します。

頭部後傾抑止装置(保安基準第22条の4)

協定規則第25号との整合化を図るため、車両総重量が3.5トン以下の普通貨物自動車、バス等に対し、運転者席及びこれと並列の座席であって自動車の側面に隣接する座席に頭部後傾抑止装置の備え付けを義務付けます。

四輪自動車の灯火器の取り付け(保安基準第32条等)

補助制動灯について、乗車定員が10人未満の乗用自動車への装備を義務付けることとする旨の改正を行います。

また、協定規則第48号との整合化を図るため、前照灯及び車幅灯の色を白色に限定する旨の改正を行うほか、側方灯及び側方反射器の取り付け位置について、その水平方向の間隔が3メートル以内にあることとする等の旨の改正を行います。

突入防止装置(保安基準第18条の2)

現在車両総重量7トン以上の貨物自動車に対し装備が義務付けられている突入防止装置について、車両総重量3.5トン以上の貨物自動車についても装備義務付けを行う旨の改正を行います。

また、協定規則第58号との整合化を図るため、突入防止装置の全幅について、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100ミリメートルまでの間にあることとする等の旨の改正を行います。

併せて、他の自動車の突入を防止する車体構造を備えることにより当該規定の適用を除外する自動車の範囲について明確化を図ります。

その他

既に相互承認の対象となっている乗用車のブレーキ(協定規則第13H号)に係る協定規則の改正に伴い、主制動装置を除く制動装置の制動能力及び蓄圧により作動する主制動装置の圧力を蓄積する装置の構造要件(保安基準第12条第2項第4号及び保安基準第12条第2項第8号)について改正を行います。

### 3. 装置型式指定規則の一部改正の概要

今回採択する5つの協定規則に係る装置について、協定に基づく相互承認の対象とするべく、道路運送車両法第75条の2に基づく特定装置に追加する等の所要の改正を行います。